

第11次青森県職業能力開発計画〔概要〕

1. 第11次計画の趣旨等について

- ▶ 本県における職業能力開発についての基本方向を示す『青森県職業能力開発計画』を5年毎に策定。
- ▶ 第11次となる次期計画においては、「青森県基本計画(2019～2023年)」の目指す方向性をはじめ、国が定める「第11次職業能力開発基本計画(2021～2025年)」を踏まえるとともに、職業能力開発を取り巻く諸情勢を見据え、環境の変化に対応した効果的な職業能力開発施策を設定する。
- ▶ 計画の期間は、**2021(令和3)年度から2025(令和7)年度までの5年間**とする。

2. 職業能力開発を取り巻く状況

(1)人口推移

- ・本県人口は年々減少傾向にある。
- ・年少人口及び生産年齢人口は今後一貫して減少していく。
- ・20歳前後の多くの若者が就学・就職で県外に転出。

(2)雇用情勢

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で有効求人倍率が悪化。完全失業率は上昇。
- ・職種により求職・求人にミスマッチが生じており、人手不足も起きている。
- ・新規卒卒者の就職率と就職後3年以内の離職率はともに全国値より高い。離職率は低下傾向。
- ・本県の就業状況については、女性は30代で上昇、高齢者は男女ともに上昇、障害者も上昇。

(3)経済・産業の動向

- ・本県の経済成長率は近年減少傾向。県内総生産の産業別構成では製造業が最も高い。
- ・新型コロナウイルス感染拡大により雇用情勢等が悪化。「新たな日常」による変化が見込まれる。
- ・県内企業においても業務のデジタル化が進み、ICT人材の育成が重要になっている。

(4)職業能力開発の現状

- ・本県の大部分の製造業者は従業員からの能力開発の必要性を感じており、人材育成等について問題意識を持っている。
- ・能力開発や人材育成は時間がない等の理由で進んでいない。

3. 職業能力開発の基本的な考え方と方向性

新型コロナウイルス感染症や技術革新の進展など経済・社会環境の変化に対応し、本県が抱える課題の解決や「経済を回す」仕組みづくりに貢献する産業人材の育成及び多様な人材の活躍を推進することをねらいとする。

「青森県基本計画」が掲げる青森県の目指す姿を下支えすることを基本とする。

生産性の向上や若者・女性の県内定着の促進に向け、産業人材の能力開発の取組の強化とともに誰もが能力を發揮して活躍できる全員参加型社会の実現を目指す。

ICT及びデジタル技術の基礎的な知識や技能を有する産業人材を育成するほか、離転職者等の二ノ足を踏まえた職業訓練や労働者の主体的なキャリア形成支援を行っていく。

次代を担う若者がものづくりの世界に興味関心を抱き、優れた技能が次の世代に円滑に継承されるよう、若年ものづくり人材の育成や技能継承などの取組に注力していく。

新型コロナウイルス感染症が職業能力開発に与える影響を注視し、機動的に対応していく。

テーマ：『新たな時代の環境変化に対応した個々の能力を發揮できる人づくり、環境づくりの推進』

4. 職業能力開発の基本方針と基本的施策

【基本方針1】

経済・社会環境の変化を踏まえた産業人材の育成

- 産業分野の実情を踏まえた人材の確保・育成と労働者一人ひとりの生産性向上の両面から総合的に取り組んでいくことが重要
- 労働者の職業能力向上と生産性向上に資する、環境の変化を踏まえた産業人材の育成を推進する

【基本的施策】

- (1)ICT・デジタル技術活用人材の育成
 - ・デジタル技術の進展に対応した公共職業訓練の実施
- (2)企業における人材育成の支援
 - ・企業二ノ足を踏まえた在職者訓練の実施
 - ・ポリテクセンター等との連携による企業支援
 - ・認定職業訓練校に対する支援
 - ・産業人材育成に関する助成金制度や各種情報の周知
- (3)労働者の主体的なキャリア形成の推進
 - ・ハローワーク等関係機関との連携によるキャリア形成に向けた情報提供、ジョブ・カードの活用促進及び就職支援

【基本方針2】

多様な人材が活躍するための職業能力開発

- 人生100年時代を迎え、職業人生は長期化・多様化し、職業能力開発やキャリア形成支援の必要性が一層高まってきている
- 多様な人材が生涯を通じて学び、能力を發揮して活躍できるよう、多様な職業能力開発機会を提供する

【基本的施策】

- (1)若年者の職業能力開発
 - ・キャリア教育実施、職業能力開発に係る各種情報の提供
- (2)女性の職業能力開発
 - ・女性の多様な課題や二ノ足に沿った職業訓練の実施、ものづくり魅力発信
- (3)中高年齢者の職業能力開発
 - ・委託訓練等職業訓練コースの拡充
- (4)障害者の職業能力開発
 - ・関係機関との連携による委託訓練等の充実、就職支援
- (5)特別な配慮が必要な方の職業能力開発
 - ・ハローワークやサボステとの連携による職業訓練の実施

【基本方針3】

産業界や地域の人材二ノ足を踏まえた職業訓練の実施

- 第4次産業革命の進展、社会全体のデジタルトランスフォーメーションが加速。労働者にはより多様で高度な職業能力が求められるつつある
- 地域の産業人材二ノ足を踏まえた多様な、かつ実効性のある公共職業訓練を効果的・効率的に実施する

【基本的施策】

- (1)県立職業能力開発校訓練の改編
 - ・ICT基礎訓練の導入、職業訓練指導員のICT及びデジタル技術スキルの向上
 - ・訓練科目及び訓練内容の見直し、
 - ・地元企業等との連携やコラボによる新たな訓練の実施
- (2)県立職業能力開発校の施設整備等
 - ・計画的な施設改修工事の実施及び再編に向けた検討
- (3)委託訓練の充実・強化
 - ・的確な二ノ足把握を踏まえた訓練コースの設定
- (4)関係機関等との連携の強化
 - ・地域の関係機関との連携によるネットワーク構築

【基本方針4】

技能継承の促進

- ものづくりの現場を支える技能者が不足。若年技能者への技能の継承が課題
- 技能者の技能が評価され尊重される社会づくりに向けて、技能尊重機運の醸成を図る

【基本的施策】

- (1)次世代のものづくり技能者の育成
 - ・小中学生対象ものづくり体験教室や出前授業の実施
 - ・「熟練の技」のデジタルコンテンツ化と活用
- (2)技能評価の普及・促進
 - ・関係機関連携によるジョブ・カードや技能検定制度の普及促進
 - ・若年者ものづくり競技大会や技能五輪全国大会等の各種競技大会への参加促進
 - ・卓越技能者等表彰の実施

5. 職業能力開発計画の実施体制

(1)計画の実施体制

▶ 本計画の着実な実施と各方針の具現化を図るため、県が中心となって関係機関と連携しながら、最新情報の収集に努め、必要な措置を講じる。

(2)基本的施策の目標・指標

▶ 各指標の現状を踏まえ令和7年度の目標値を設定し、各年度において現状を把握しながら、目標達成に向けた取組を強化していく。

(3)地域・関係機関との連携

▶ 各県立職業能力開発校を核とした関係機関によるネットワークを構築することにより、地域企業との連携を強化する。